

注記（一般会計等）

1 重要な会計方針

（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和５９年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ 昭和６０年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別原価法を採用しています。

（４）有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 ８年～５０年

工作物 ６年～７５年

物品 ２年～１７年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が３００万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金、長期延滞債権及び貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、期末自己都合退職手当要支給額を計上しています。

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち吉野川市へ按分される額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもの。ただし、一般会計等においては、吉野川市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更等

令和5年6月5日提出議第34号「中央広域環境施設組合からの脱退について」（令和5年6月26日議決）により、令和7年7月31日をもって中央広域環境施設組合から脱退することが決定しました。

(2) 重大な災害等の発生

令和5年6月29日～7月1日及び8月23日に発生した豪雨災害により、道路施設に多大な被害を受け、臨時損失として工作物等の滅失、原状回復費用等、その他復旧等に係る費用等の発生が23百万円程度見込まれています。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失保証債務等		総額
		損失補償等引当 金 計上額	貸借対照表 未計上額	
公営企業会計	— 千円	— 千円	6,213,585 千円	6,213,585 千円
一部事務組合等	— 千円	— 千円	29,454 千円	29,454 千円
設立法人等	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
計	— 千円	— 千円	6,243,039 千円	6,243,039 千円

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

・一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 - %

連結実質赤字比率 - %

実質公債費比率 6.5%

将来負担比率 3.1%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 -千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 149,891 千円

⑦ 過年度修正等に関する事項

退職手当引当金残高	200,203 千円
基金残高	△115 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア 範囲

来年度予算において財産収入と措置されている公共資産

イ 内訳

土地	7,528 千円
物品	2,000 千円

② 基金借入金（繰替運用）

該当なし

③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

17,154,181 千円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,786,164 千円
元利償還金・純元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,138,719 千円
将来負担額	31,304,504 千円
充当可能基金額	9,360,038 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	21,606,898 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 2,542,066 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	21,389 百万円	20,523 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
繰越金に伴う差額	△907 百万円	—
資金収支計算書	20,482 百万円	20,523 百万円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	2,992,854 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	59,726 千円
投資活動収入のその他の収入	185,274 千円
財務活動収入のその他の収入	19,277 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	△30,941 千円
減価償却費	△2,208,806 千円
棚卸資産増減額	17,715 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	97,515 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	5,602 千円
賞与引当金増減額	△18,942 千円
資産除売却損益	674 千円
基金の評価益	332 千円
その他の臨時損益	1,894 千円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>1,122,174 千円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	- 千円

⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
22,088 千円